

五島市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、五島市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第1条 五島市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項を、市のホームページに掲載して公表するものとする。

（会議の進行）

第3条 会議の進行は市長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 開会及び閉会に関する事項

（2） 出席者の氏名

（3） 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の要旨

（4） その他市長及び教育委員会が必要と認めた事項

2 議事録には、市長及び教育長が署名する。

3 議事録を作成したときは、事務局に据え置き、一般の供覧に供するとともに、市のホームページにより、公表するものとする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

（定めのない事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

この規則は、平成27年4月27日から施行する。